

豊中市条例第35号

豊中市立市民公益活動支援センター条例

(設置)

第1条 市民公益活動のための情報発信や交流の機会の提供その他の支援を行うことにより、市民の参加と協働による豊かな地域社会の形成に寄与するため、豊中市に市民公益活動支援センターを設置する。

(名称及び位置)

第2条 市民公益活動支援センター(以下「センター」という。)の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 豊中市立市民公益活動支援センター
- (2) 位置 豊中市庄内幸町4丁目29番1号

(事業)

第3条 センターは、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 市民公益活動に関する情報発信及び交流の機会の提供
- (2) 市民公益活動に関する相談
- (3) 市民公益活動に関する情報の収集及び提供
- (4) 市民公益活動に関する講座の開催
- (5) その他市長が必要と認める事業

(入館の禁止)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者には、入館を禁止し、又は退去を命じることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人の迷惑になる物品又は動物の類を携帯する者
- (2) 管理上必要な指示に従わない者
- (3) その他管理上支障があると認める者

(委任)

第5条 この条例の施行について必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例は，市規則で定める日から施行する。